（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第五条の十九　法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

三　農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四　水産業協同組合法第百十八条第一項の規定による指定

五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定

七　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

九　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十一　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十二　金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十三　農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十四　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定

十五　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

第六条第二号及び第三号中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第七条第一項中「次条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第四項において」を「以下」に改め、同項第一号及び第四号中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第五号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「命令」を「求め」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同条第二項中「法第六条第一項において準用する銀行法」を「準用銀行法」に、「この条」を「この項及び次項」に改める。

第八条第一項中「申請者（法第六条の五第一項」を「申請者（法第六条の四の二第一項」に、「第五十二条の三十七第一項に」を「（以下この項において「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項に」に、「法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項」を「準用銀行法第五十二条の六十の二第二項」に改め、「（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）」を削り、同項第二号中「法第六条の五第一項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）」を「準用銀行法」に改め、同項第三号及び第四号中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第五号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改め、同項第六号中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第七号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「命令」を「求め」に改め、同項第八号から第十号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第九条第一項中「（銀行法」を「（準用銀行法」に改め、同項第一号から第五号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第六号中「第七条の二第三項」を「第七条の二第四項」に、「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第七号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「命令」を「求め」に改め、同項第八号から第十一号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同条第二項中「この条」を「この項及び次項」に、「同項」を「前項」に改め、同条を第十条とする。

第九条　次に掲げる長官権限は、登録申請者（準用銀行法第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所（銀行法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において「主たる営業所」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　準用銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書の受理

二　準用銀行法第五十二条の六十の五第一項及び第五十二条の六十の七第三項の規定による登録

三　準用銀行法第五十二条の六十の五第二項及び第五十二条の六十の六第二項の規定による通知

四　準用銀行法第五十二条の六十の五第三項の規定による公衆への縦覧

五　準用銀行法第五十二条の六十の六第一項の規定による登録の拒否

六　法第六条の四の四第三項及び第七条の二第三項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十の七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十の三十六第一項及び第四項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の六十の十九第一項の規定による報告書の受理

七　準用銀行法第五十二条の六十の二十第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

八　準用銀行法第五十二条の六十の二十一第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　準用銀行法第五十二条の六十の二十二の規定による命令

十　準用銀行法第五十二条の六十の二十三第一項から第三項までの規定による処分

十一　準用銀行法第五十二条の六十の二十四の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所以外の営業所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、信用協同組合電子決済等取扱業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第十条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項」を「第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項及び第六十二条の七第五項」に、「第八条」を「第九条」に、「「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第五条第一項及び第七項から第十三項まで、第五条の二第一項、第五条の三並びに第六条第一項中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第七条第一項中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、「労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契